

2/18^月～
3/15^金

税の申告

平成30年分の確定申告と
平成31年度市・県民税の申告相談・受付

日時 2月18日^月～3月15日^金 午前9時～午後5時 ※土・日は除く。
(受付終了時間：午後4時)

場所 名張市役所1階大会議室・ゆめドームうえの (伊賀市ゆめが丘)

※上野税務署では申告会場を設けていません。

確定申告期限：所得税および復興特別所得税 3月15日^金 消費税および地方消費税 4月1日^月 贈与税 3月15日^金

所得 税

☎ 上野税務署 ☎ 21-0950

確定申告が
必要な人

所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた住宅借入金特別控除額の合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。
給与所得者は、①給与の収入金額が2,000万円を超える②給与を1箇所から受け、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円を超えるなどの場合も確定申告が必要です。

※確定申告書の用紙は1月末ごろ送付予定。昨年、電子申告や国税庁HPから申告書を作成し提出した人には送付されません。申告書が届かない場合でも、確定申告が必要な人は必ず申告してください。

申告すれば
税金が戻って
くる人

給与所得者は、主に次のような場合に還付申告ができます。
◎年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎであるとき
◎一定の要件を満たしたマイホームを取得または、改修して住宅ローンがあるとき
◎多額の医療費を支出したとき

◎申告書は国税庁ホームページで作成できます！(www.nta.go.jp)

確定申告書等作成コーナーの操作方法などはe-Tax・作成コーナーヘルプデスク(☎0570-01-5901)へ、マイナンバーカードに係るICカードリーダーライタの設定などの問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-95-0178)までお問い合わせください。

還付申告の場合は、振込先の口座(本人名義)が分かるものをご持参ください。

◎確定申告の問い合わせ専用ダイヤル「確定申告電話相談センター」[3月15日^金まで]
⇒上野税務署(☎21-0950)に電話をかけて、番号「0」を選択してください。

市 民 税 ・ 県 民 税

☎ 課税室 ☎ 63-7429

市・県民税
申告が必要
な人

2月8日^金ごろ
申告書送付予定

◎平成31年1月1日現在、市内在住で、所得税の確定申告をする必要のない人のうち次に該当する人
・給与所得以外の合計所得金額が20万円以下の人(農業所得など)
・公的年金などの収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得金額が20万円以下で確定申告をする必要のない人
・事業所得や不動産所得などがあり市・県民税のみ課税になる人

※市民税・県民税の申告義務がない人でも、所得証明などの各種証明や国民健康保険税の算定を行うのに必要な場合があります。◎詳しくは、問い合わせ先へ

▶ 申告の持ち物

- 市役所や税務署から届いた申告書や案内はがき
- 印鑑・筆記用具
- 源泉徴収票(原本)
- 申告者本人のマイナンバーカードもしくは、通知カードと本人確認書類
- 社会保険料控除を受ける場合
…支払った金額が分かる書類
- 生命保険料控除や地震保険料控除を受ける場合
…保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
…医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書、取り組みを行ったことを明らかにする書類、補てんされた金額の分かる書類
- 住宅ローン控除を受ける場合(※1)
…売買契約書のコピー、登記事項証明書、借入金の年末残高証明書など
- 寄附金控除を受ける場合(※2)
…寄附した領収書

■(※1) 下記の事項について控除などを適用するには、3月15日までの申告が必要です。

(申告期限後においては納税通知書が送付されるまで提出されたものを含む。)

- 住宅借入金等特別控除
- 特定配当・株式等譲渡所得
・所得の申告(配当割・株式譲渡所得割)
・所得税と住民税で異なる課税の方法の選択

■(※2) ふるさと納税寄附金控除の適用について
ふるさと納税をした際に、ワンストップ特例制度を選択した人は、申告をしなくても控除は適用されますので、申告不要です。

ただし、特例制度を選択した人であっても、医療費控除や住宅借入金等特別控除等を追加で受ける、その他の所得の追加申告を行うなどの場合には、その際、必ずふるさと納税の領収証全てを持参して、ふるさと納税も併せて申告してください。

▶ 市民税・県民税出張申告相談

- いずれの会場も開催時間は1時間となります。
- 確定申告(所得税)は受付できません。

受付・相談日	会 場	時 間
2月19日 ^火	蔵持市民センター	午前9時30分～
	名張市民センター	午後1時30分～
2月20日 ^水	美旗市民センター	午前9時30分～
	赤目市民センター	午後1時30分～
2月21日 ^木	くにつふるさと館	午前9時30分～
	すずらん台市民センター	午後1時30分～
2月22日 ^金	薦原市民センター	午前9時30分～
	桔梗が丘市民センター	午後1時30分～
2月26日 ^火	比奈知市民センター	午前9時30分～
	つつじが丘市民センター	午後1時30分～
2月27日 ^水	箕曲市民センター	午前9時30分～
	梅が丘市民センター	午後1時30分～
2月28日 ^木	錦生市民センター	午前9時30分～
	百合が丘市民センター	午後1時30分～

■事業用の土地・建物をお持ちの人へ

物件ごとの固定資産税は、次の計算式で概算できます。(その物件の「課税標準額」)×0.017(税率)＝概算の固定資産額

※「課税標準額」は、納税通知書の課税明細に記載しています。

◎詳しくは、固定資産税担当(14番窓口)へお問い合わせください。

☎ 課税室 ☎ 63-7437